

**【開催日時】**

平成30年2月15日（木）14:00～15:00

**【開催場所】**

四條畷市 本館3階 委員会室

**【出席者】**

委員 : 23名（東会長、松野委員、木瀬委員代理、中野委員代理、玉田委員、西村（正）委員代理、奥村委員、榊井委員、吾郷委員代理、亀井委員、徳本委員、石原委員、西村（進）委員代理、森田（政）委員、林委員、開委員、森田（一）委員、藤岡委員、辰巳委員、吉田委員、二神委員）

事務局 : 4名（橋本課長、鈴木上席主幹、谷口主任、濱田係員）

欠席者 : 4名（鳥牧委員、向井委員、下谷委員、石川委員）

傍聴者 : 3名

**【資料】**

- 資料1 四條畷市地域防災計画修正概要
- 資料2-1 四條畷市地域防災計画修正原案
- 資料2-2 修正原案対比表
- 資料2 別紙1 災害対策本部組織図
- 資料2 別紙2 災害対策本部事務分掌
- 資料3-1 地域防災計画（修正案）
- 資料3-2 修正案対比表
- 資料4 地域防災計画の改訂スケジュール表
- 別紙 次第

## 【 議事概要 】

事務局員 予定の時刻となりましたので、ただいまから、四條畷市防災会議を開催させていただきます。

皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私、司会を務めさせていただきます、危機管理課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、本市防災会議の会長でございます東四條畷市長から挨拶を申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

市長

市長あいさつ

事務局員 続きまして、会議に先立ち、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿並びに配席図をご覧ください

お名前をお呼びさせていただきますので、誠に恐縮とは存じますが、自席でご起立いただきますようお願い申し上げます。

まず始めに、近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官の松野様です。

近畿地方整備局 淀川河川事務所長 東出様です。東出様には、ご都合により代理の方のご出席をいただいております。地域防災調整官の木瀬様です。

大阪府四條畷保健所長の中村様です。中村様には、ご都合により代理の方のご出席をいただいております。企画調整課 総括主査中野様です。

大阪府枚方土木事務所 参事兼地域支援・企画課長 地域防災監の玉田様です。

大阪府四條畷警察署長の辻様です。辻様には、ご都合により代理の方のご出席をいただいております。警備課長の西村様です。

四條畷市教育委員会 教育長の森田様です。

大東四條畷消防組合 消防長の奥村様です。

四條畷市消防団 団長の榊井様です。

大阪ガス 株式会社 導管事業部 北東部導管部 導管計画チーム マネージャーの山本様です。山本様には、ご都合により代理の方のご出席をいただいております。吾郷様です。

大阪広域水道企業団事業管理部四條畷水道センター所長 徳本様です。

日本郵便 株式会社 四條畷郵便局長の亀井様です。

四條畷市民生委員児童委員協議会会長の石原様です。

一般社団法人大東・四條畷医師会理事杉原様です。杉原様には、ご都合により代理の方のご出席をいただいております。畷生会脳神経外科病院 院長の西村様です。

続きまして、市長が部内職員のうちから指名する4号委員の紹介をさせていただきます。

林 副市長です。

開 理事です。

西尾 総務部長です。

森田 健康福祉部長です。

藤岡 調整監です。

辰巳 障がい福祉課長です。

吉田 人権政策課長です。

二神 都市整備部長です。

山本 市民生活部長です。

以上で委員の紹介を終わります。

なお、

大阪府枚方土木事務所長の鳥牧様、

西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長の向井様、

関西電力株式会社守口ネットワーク技術センター所長の下谷様

西日本旅客鉄道株式会社四條畷駅長の石川様、

につきましては、所用のため、ご欠席の旨、連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。

危機管理課上席主幹の鈴木です。

同じく、危機管理課主任の谷口です。

同じく、危機管理課の濱田です。

また、本日は、地域防災計画改訂業務の受託者であります株式会社総合環境計画 大阪支社から事務局要員として2名を同席しております。よろしく申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、資料1、資料2-1、2-2、資料3-1、3-2  
別紙1です。

次に、本日、席に配布させていただきましたものといたしまして、委員名簿、配席表、スケジュール表以上でございます。

資料はお揃いでしょうか。

次に、議題に入らせていただきます前に、本日は傍聴希望者がおられます。本日の会議については、非公開とする理由は特にはないと考えられますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ただいまより入場していただきます。

(傍聴者入場)

傍聴者をお願いを申し上げます。配布しております傍聴要領に記載の注意事項を遵守して、いただきますようお願いいたします。なお、配布しております資料については、会議終了後、席の上に置いてお帰りの程、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますが、「四條畷市防災会議条例第3条第1項」により、「会長は市長をもって充てる」と規定されておりますので、これより議事の進行につきましては、東市長が議長を務めさせていただきます。

それでは東会長よろしく申し上げます。

会長 　　ただいま説明のありましたとおり、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様には、議事の進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

事務局員 　　それでは、  
議案1の四條畷市地域防災計画の改訂の審議に入りたいと思います。  
それでは事務局からの説明を求めます。  
事務局よろしくおねがいします。

危機管理課の濱田でございます。

それでは、四條畷市地域防災計画の改訂につきましてご説明申し上げます。

それでは、四條畷市地域防災計画の改訂についてご説明いたします。長時間になりますので着座にて説明いたします。

計画改訂の説明に入る前に配布いたしました資料の「意見公募手続結果概要」についてご報告させていただきます。地域防災計画（修正原案）を12月18日から1月18日までパブリックコメントを実施しました。意見はございませんでしたので、計画への反映はしていないことをご報告いたします。

それでは、配付資料の資料1「四條畷市地域防災計画改訂について」をご覧ください。今回の改訂においては、四條畷市では平成25年度に地域防災計画を改定しましたが、その後平成26年の広島土砂災害や平成28年の熊本地震などの非常に大きな災害の影響を考慮し、国における災害対策基本法や防災基本計画の改定、大阪府における地域防災計画等の上位計画の改定が行われました。

これらの改定などが行われたことを踏まえ、四條畷市では、地域防災計画の国・大阪府との計画整合性を図るとともに来年度実施を予定している機構改革にも対応した地域防災計画改定を行うこととなりました。

主な修正点としては「国の「防災基本計画」の改定を踏まえた修正」「府の防災対策及び地域防災計画の取組みを踏まえた修正」「その他の修正（組織改正に伴う修正等）」「男女共同参画を踏まえた修正」としております。

まず、「国の「防災基本計画」の改定を踏まえた修正」については、防災知識の普及啓発の観点から、日頃からの防災意識の徹底や災害時の取るべき行動についての周知の徹底、避難情報等の理解の徹底などについて追加修正しております。連続的複合的な災害への認識や大規模災害と今後予想されている南海トラフ地震への対応について追加修正しております。

また、情報伝達については、特にメールやホームページ、SNSを活用した広報を行うことを追加修正しております。

次に、用語修正については、災害対策基本法の改正にもとづいて避難所を指定避難所に表記変更等しております。

「府の防災対策及び地域防災計画の取組みを踏まえた修正」では、大阪府の防災計画等も前段の国の計画変更や熊本地震等の教訓を踏まえた

修正でございますので、重複している部分がございます。熊本地震の教訓等を踏まえ、避難所外の被災者への対応として、避難所外で生活される方の把握と避難所外でも問題なく支援が受けられるように追加修正しております。

その他の修正 組織改正に伴う修正等としては、四條畷市の組織変更に伴うものと、四條畷市関係部署からの意見修正を修正しております。防災協力農地の活用のために、市民への周知に努めることや、広報などでの非識字者への対応と外国人の方へ向けたふりがな表記とやさしい日本語を用いることを追記しております。また、四條畷市上下水道局が廃止され、その業務が大阪広域水道企業団へ承継されてことに伴って実施担当者を大阪広域水道企業団へ修正しております。

「男女共同参画」を踏まえた修正については、女性視点の追加として授乳室の確保、指定避難所の女性視点での運営や責任者等への男女の参画、男女共同参画の視点からの学習機会や自主防災体制の整備などについて追記しております。また妊産婦等への対応として、妊産婦や乳幼児のいる保護者への保護についてなど追加修正しております。

また、南海トラフ地震に関する修正について、南海トラフ沿いの地震観測、評価に基づく防災対応の在り方の報告を受けて、本計画では新たに付編3南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応として作成しました。

気象庁が南海トラフ地震に関連する臨時情報を発表した場合、市は調査結果の発表に備え、警戒の準備をします。市は調査結果を踏まえて、災害対策準備室を設置し、国や大阪府の情報を受けて今後の対応を検討するとともに、所管する防災上重要な施設の準備、点検や、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底するものとしております。

また市は、地震の備えについて住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行うとしております。

以上で簡単ではございますが概要についての説明を終わります。

次に、資料2-1修正原案、資料2-2対比表、対比表の別紙1・2の災害対策本部の組織図と事務分掌についてご説明いたします。

まず初めに対比表別紙1の資料をご確認ください。特に今回の組織改編に合わせて組織図等のご変更をしております。

災害対策本部の主な構成員としては、本部長、副本部長、新たに設置した危機統括監、今回の組織変更に合わせて名称変更されたことも未来

部長を含めた各部署で構成しています。新たに、危機統括監を設置しましたので、各部署からの情報を危機統括監が集約をする形になっております。

今までは、災害対策本部内を詳しく記載しておりませんでした。今回の変更では災害対策本部を詳しく記載しており、本部事務局班については災害対策本部内での位置づけにしています。

別紙2の事務分掌については、組織変更に合わせて名称変更などが主な変更となっております。

次に、資料2-1、資料2-2をご覧ください。主に資料2-2の対比表を重点的にみていただければわかりやすいと思います。改訂にかかる内容修正箇所が非常に多くなっておりますので、修正箇所については一部のみのご紹介とさせていただきます。

大阪府からの防災計画の修正にあわせて、「H28.2 防災基本計画修正・業務継続のため、代替庁舎の特定や非常時優先業務の整理を明記。BCPを策定していない市町村にあっては、災害時における行政機能の確保のため、速やかに策定されたい。」という事項に関しては、対比表8頁をご覧ください。

2市業務継続計画（BCP）の策定ですが、「特に災害による行政機能の停止による市民生活への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、重要な行政データのバックアップ対策などについても対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。」と記載しております。BCP作成時のこれら事項の対応が必要となります。

防災訓練については対比表8頁をご覧ください。4防災訓練の実施の（2）地域防災訓練、「防災意識の高揚を目的に、市は自治会や自主防災組織とともに、地域の実情にあった防災訓練を実施する。」としており、市と地域が一緒になって防災訓練の実施を行うことで、地域への防災意識のさらなる向上を求めています。

H27.7 防災基本計画修正 土砂災害からの避難に係る住民の意識啓発について明記」という事項に関しては、対比表13頁をご覧ください。第9節避難体制の確立の1 避難誘導體制の整備をご覧ください。「特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。」としており、土砂災害が想定される地域での避難訓練実施時には、土砂災害を意識した訓練と意識啓発が求められています。

「H27.7 防災基本計画修正・災害対策基本法の改正により、市町村長は災害種別に応じた指定緊急避難場所と、一定期間避難生活を送る指定避難所を指定することが義務付けられた。住民が不適切な指定緊急避難場所に避難し、命を落とすことがないように周知徹底に努められたい。という事項に関しては、対比表 13 頁の下方部をご覧ください。(3) 指定避難所の選定に「なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。」としており、特に災害種別に応じた避難先と長期間の避難生活に不適當な場合があることの周知を行うこととしています。

「H29 水防法改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成等が義務付け」という事項に関して、対比表 16 頁をご覧ください。「(2) 避難確保計画の作成」を追加いたしました。対象施設につきましては資料編の P25 ページに記載しております。

防災知識の普及啓発などにおいても、男女共同参画が求められておりますので、対比表 19 頁をご覧ください。第 3 章の市民防災行動力の向上の 1 防災知識の普及啓発に「男女共同参画の視点からの災害対応について、参加型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設ける。

特に民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。」としており、今での防災知識普及から一步進んだ参加型や体験型の学習機会の提供することが求められている中、これらの実施の際には性別、年齢等を考慮したプログラム提供の必要があります。また、被災時であっても女性に対する暴力等の予防や被災時の支援について男女共同参画の視点を持った対応をすることを、市だけではなく地域へ普及啓発する必要があります。

「H27.7 防災基本計画修正・避難誘導等警戒避難体制を定め計画する際に、複合的な災害を考慮することが明記」「熊本地震の教訓を踏まえた



修正・規模の大きな地震の連続発生も考慮することを明記することに関しては、対比表 19 頁をご覧ください。(1) 普及啓発の内容で「規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性」としており、熊本地震や東日本大震災などで複合的に発生した土砂災害や、道路鉄道等への影響などを考えた普及啓発を行う必要があります。

自主防災体制の育成については、対比表 22 頁をご覧ください。第 2 節自主防災組織の育成のところでは「自主防災体制の整備にあたっては、複数の女性の参画を進めるなどの育成を図る。」としており、自主防災組織にも男女共同参画を求めています。

また「自主防災活動の促進」としており、修正原案で既に結成された自主防災組織の活動促進を促すために、「(1) 人材育成及び技術的指導 自主防災組織の充実強化を図るため大阪府や大阪府内の市町村と連携し、組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図ることを目的とした自主防災組織のリーダー研修等の実施」や「(3) 地域防災拠点への整備 助成等 これまでの市民等と築き上げた自助・共助・公助による地域防災力を一層高めるため、地域防災活動拠点としての地区自治会館等の整備について助成等をおこなう。」としており、不足しがちな自主防災組織の人材の育成と資質向上に力を入れるとともに、地域防災拠点の整備助成を積極的に実施し、さらに自治体単位による自主防災を強化することで、防災力強化の底上げを行います。

「H26.11 防災基本計画修正・災害対策基本法の一部改正等を踏まえた防災基本計画の修正・道路管理者等による災害時における車両移動等の権限を明記」という事項に関しては、対比表 43 頁をご覧ください。1 陸上輸送 (1) 緊急交通路の選定等で「なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。」としており、市の管理する道路については、市の権限のもと車両の移動を行えます。府道以上については、大阪府の枚方土木事務所や国土交通省地方整備局大阪国道事務所が対応する必要があります。

熊本地震の教訓から、指定避難所外での避難者の把握という事項に関しては、対比表 47 頁、2 指定避難所の運営「また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努める。」や対比表 47 頁、「指定避難所、自宅、テント及び車等、指定避難

所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対し、必要な物資の供給に努める。」としており、避難所での環境改善だけでなく、様々な理由により避難所外で生活を行うこととなった避難者への支援についても、避難所で生活されている避難者同様に対応する必要があります。

H28.2 防災基本計画修正・廃棄物処理法改正による防災基本計画の修正。・災害廃棄物処理計画の作成について明記ということに関しては、対比表 52 頁をご覧ください。第 7 節廃棄物の処理の冒頭に「災害時の廃棄物処理については、適正かつ円滑・迅速な処理ができるように、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺市町村との連携・協力等のあり方等について、災害廃棄物処理計画にて具体的に示す。特に災害廃棄物等については、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。」としており、災害時の具体的な廃棄物処理計画の立案及び災害時においても適正な分別処理等を実施することや逼迫する最終処分場などの問題や環境リサイクルの観点から、積極的な再生利用が求められています。

「H27.7 防災基本計画修正・警察・消防・自衛隊の部隊活動拠点の確保を明記」という事項に関しては、対比表 65 頁をご覧ください。「②受入れ体制 応援隊の派遣が決定した場合、応援隊の活動が十分に行えるよう努める。」としており、警察・消防・自衛隊等の応援隊の活動拠点となるような場所の確保に努めるように求められています。

以上簡単にはありますが、修正原案の重点修正箇所についての説明とさせていただきます。

次に、ただ今説明いたしました修正原案に基づき、防災会議委員の方々から事前にご意見をいただいております。その内容をご説明申し上げます。資料 3-1 と資料 3-2 をご覧ください。

主に資料 3-2 を中心にみてください。語句修正がほとんどですが、内容についてもご意見いただいております。内容についてのご意見について説明いたします。

修正案 8 頁第 3 章災害の想定冒頭で複合的な災害を考慮することを明記しました。修正案 38 頁 2 水害防止対策の推進で、「現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表、想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表」、を追記しました。次のページをご覧ください。修正案 64 頁で「災

害時におけるインターネット回線への接続のための非常用通信手段の確保」、修正案 66 頁で「市は、【地域保健医療協議会】と協力し、とあるが、【河内保健医療協議会】は大阪府四條畷保健所が事務局であることから、市は、【大阪府四條畷保健所】と協力し、と表記を変更しました。修正案 92 頁で「避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化、市町村は、要配慮者施設の避難計画作成状況や避難訓練の実施状況について確認するための文言を追加しました。次のページをご覧ください。修正案 147 頁で水道工事は企業団で実施することで修正。次のページをご覧ください。修正案 183 頁、修正案 192 頁で他のライフライン事業者は同様の内容で本部事務局の記載があるので本部事務局を追記しました。修正案 200 頁で保健衛生活動における連携体制、保健衛生活動に係る災害時の派遣・受入体制及びマニュアルの整備、研修・訓練の実施について追記しました。次のページをご覧ください。計画書 209 頁で損壊家屋の解体体制の整備について追記しました。修正案 219 頁で「災害廃棄物に関する情報等について周知について追記しました。修正案 239 頁で被災者台帳の積極的な作成・活用、府における住家被害認定調査に関する被災市町村間の調整について追記しました。修正案 313 頁で淀川洪水予報伝達システムを削除しております。

会長 事務局からの説明は以上です。  
何かご質問等ございませんか。

開委員 今回の改訂については、昨今の災害状況や国、大阪府の取組状況を踏まえた改訂だと理解しています。平成 30 年の組織変更を踏まえて、危機統括官という副市長を補佐しつつ、災害のみならず多岐にわたる問題に対応をすること役職が追加されたことで、それぞれの防災体制における市長不在の場合の副市長、副市長不在の場合の危機統括官以下に続く役職について、総務部長や総合政策部長などが混同されている部分があるので、この部分についての整理をお願いしたい。

事務局員 方向性として、あわせる形で行っていくという事でしょうか。

会長 基本的には、資料 2-2 に記載のある権限の代行順位を適用する形で修正を行ってください。  
その他のご意見はございますか。

木瀬委員

淀川河川事務所の木瀬です。

国土交通省では、近年の水害被害に対して逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指して水防法を改正しました。この施策の中のひとつとして、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務づけをしました。

避難確保計画作成の義務づけを行う施設のご紹介がありましたが、大阪府で公表される想定される最大規模の被害を対象とした施設となっているのかという点と既に避難確保計画の作成が済んでいる施設の割合を教えてください。

資料 2-2 の 13 頁で「高潮と河川洪水の同時発生」と記載されていますが、四條畷市において高潮があるのかどうかという点についてご回答頂きたい。

事務局員

1 点目の大阪府で公表される想定される最大規模の被害を対象とした施設となっているのかという点については、現在の市の防災マップの内容と変更がないことを確認しております。

2 点目の割合については、現在の把握はできていません。

最後については、本市での高潮被害の可能性はございませんので、訂正させていただきます。

会長

他にございませんか。

特にないようですので、本件の可否に入らせていただきます。

本改訂について、資料 3-1 の修正案に本日頂いたご意見を加え、修正させていただきます。

また修正については、会長に一任させていただき、四條畷市地域防災計画の改訂としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

これもちまして平成 29 年度における四條畷市地域防災計画の改訂といたします。

それでは続きまして議案 2 その他について事務局から説明を求めます。事務局よろしく申し上げます。

事務局員      それでは、その他の今後のスケジュールにつて、ご説明いたします。  
資料 4 の四條畷市地域防災計画の改訂スケジュール表をご覧ください。今後のスケジュールにつきましては、この後大阪府へ報告を行い、改訂作業は完成します。  
完成後みなさまには改めて完成した地域防災計画をご配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
以上で説明を終わります。

会長            ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。  
  
                  (質問なし)

                  ないようですので、これをもちまして本日の案件はすべて終了しました。  
円滑な議事進行に、ご協力をいただきお礼申し上げます。  
最後に、本市としましては地域防災計画に基づきまして、みなさまとともに、より一層の防災対策の推進に努めてまいり所存にございますので、今後ともより一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
本日はどうもありがとうございました。

事務局員      以上をもちまして、防災会議を終了とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。  
                  (会議終了)